

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

A社からB社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社からB社に転籍した際も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和53年10月26日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる33人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年

金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和 54 年 4 月 2 日に同資格の喪失処理が遡って行われている上、同年 1 月及び同年 2 月に同資格を取得した記録が確認できる 13 人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 54 年 2 月 28 日であると認められる。

また、昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における 53 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、26 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 54 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍しているが、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した 59 人のうち、申立人を含む 39 人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年 4 月の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和 54 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年 2 月 10 日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において 5 人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。  
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等  
氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :
- 2 申立内容の要旨  
申立期間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで  
A社からB社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
A社からB社に転籍した際も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。  
一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和53年10月26日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる33人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和54年4月2日に同資格の

喪失処理が遡って行われている上、同年1月及び同年2月に同資格を取得した記録が確認できる13人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった54年2月28日であると認められる。

また、昭和53年10月から54年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍しているが、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した59人のうち、申立人を含む39人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年2月及び同年3月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和54年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年2月10日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

A社からB社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社からB社に転籍した際も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和53年10月26日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる33人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和54年4月2日に同資格の

喪失処理が遡って行われている上、同年1月及び同年2月に同資格を取得した記録が確認できる13人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった54年2月28日であると認められる。

また、昭和53年10月から54年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍しているが、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した59人のうち、申立人を含む39人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年2月及び同年3月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和54年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年2月10日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。  
なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :
- 2 申立内容の要旨  
申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで  
A社からB社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
A社からB社に転籍した際も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。  
一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和53年10月26日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる33人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和54年4月2日に同資格の

喪失処理が遡って行われている上、同年1月及び同年2月に同資格を取得した記録が確認できる13人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった54年2月28日であると認められる。

また、昭和53年10月から54年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍しているが、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した59人のうち、申立人を含む39人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年2月及び同年3月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和54年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年2月10日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

A社からB社に転籍した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社からB社に転籍した際も継続して勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年2月28日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、前述の被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日（昭和53年10月26日）と同日付けで同資格を喪失している記録が確認できる33人（申立人を含む。）は、いずれも、同社が厚生年

金保険の適用事業所でなくなった日より後の昭和 54 年 4 月 2 日に同資格の喪失処理が遡って行われている上、同年 1 月及び同年 2 月に同資格を取得した記録が確認できる 13 人については、前述の処理日と同日に当該資格取得の記録を取り消されていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 54 年 2 月 28 日であると認められる。

また、昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における 53 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 54 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍しているが、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した 59 人のうち、申立人を含む 39 人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録、申立人及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年 4 月の社会保険事務所の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、B社は、昭和 54 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿謄本により同年 2 月 10 日に設立されたことが確認できる上、申立人の同僚の供述等によると、同社は当該期間において 5 人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年8月10日、資格喪失日が18年1月1日と記録され、当該期間のうち、17年12月31日から18年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月31日から18年1月1日まで

私は、「ねんきん定期便」で、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに気付いた。会社が、私の退職日を間違っって届け出たことが分かったので、申立てを行った。

申立期間について、A社に勤務したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年8月10日、資格喪失日が18年1月1日と記録され、当該期間のうち、17年12月31日から18年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録とされている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る出勤簿及び賃金台帳から、申立人は、同社に平成17年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月 \* 日に結婚式を挙げ、それまで住んでいた A 市から B 区に転居したため、夫と一緒に B 区役所でいろいろな届出を行った。婚姻届を提出した後、夫から国民年金への加入を勧められたので、日を改めて国民年金の加入手続に行ったところ、窓口の男性職員から、保険料は 57 年 5 月以前の方も遡って支払いができ、今なら、まとめて納付することで割引がありお得であると言われたため、その場で、持ち合わせていた結婚のお祝金から 10 万円から 15 万円くらいの間額の国民年金保険料を納付した。

領収証はもらわなかったが、年金手帳に B 区というゴム印が押してあったので、それが領収証の代わりだと思っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 57 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 54 年 4 月から 55 年 6 月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、国民年金の加入手続は市区町村で行うこととされていたところ、申立人の年金手帳には処理庁を示す「B 区（四角囲み）」のゴム印が押されていることから、申立人が加入手続を行った場所は B 区の本庁舎又は出張所であることは推認できるものの、申立期間当時、市区町村では現年度の保険料のみを取り扱うこととされており、同区の本庁舎及び出張所では申立期間の保険料を過年度納付することはできなかつたと認められる。

さらに、申立人は、窓口の職員からまとめて納付すると割引があると言われて、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、過年度納付の保険料は割り引かれることが無い上、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立人の記号番号が払い出された時点で、最大限遡って過年度納付できる保険料額とも符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。